

議案第 6 5 号

地方税法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成 2 5 年小田原市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中「令和元年 1 0 月 1 日」を「令和 6 年 1 0 月 1 日」に、「令和 6 年 9 月 3 0 日」を「令和 1 1 年 9 月 3 0 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる法人として定める特定非営利活動法人小田原なぎさ会について、寄附金税額控除の対象期間を更新するため提案するものであります。